別紙第2(第10関係)

競争参加資格等審査委員会の設置について

1　設置目的

本学において発注する施設整備事業を公正かつ厳正に実施するため、競争参加資格等審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2　審議事項

(1)　一般競争入札における競争参加資格の決定等基本的な事項

(2)　一般競争入札における競争参加希望者の競争参加資格の有無に関する事項

(3)　指名競争入札における競争参加者の選定に関する事項

(4)　随意契約によろうとする場合における見積依頼の相手方の選定に関する事項

(5)　(1)から(4)に掲げる事項に関連するその他の事項

3　審査委員会の構成

(1)　一般競争入札及び事前に技術的適正等の審査を行う指名競争に係る審査委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長　事務局長

委員　学長が指名する事務局次長（以下「事務局次長」という。）、財務課長及び施設課長

(2)　(1)以外の指名競争入札及び随意契約に係る審査委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長　事務局次長

委員　財務課長、施設課長及び施設課専門員

(3)　審査委員会は、必要があると認めるときは、外部の委員(新潟県内国立大学法人施設担当職員)又は委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

4　審査委員会の運営

(1)　審査委員会は、委員長が招集する。

(2)　審査委員会に関する事務は、施設課において処理する。